

令和5年第2回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

令和5年6月23日（金曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 沢田 広志 君  
委員 是枝 貴裕 君  
山下 克己 君  
鈴木 伸之 君  
水島 美喜子 君  
武田 真 君

副委員長 石田 健太 君  
委員 伊藤 俊喜 君  
高田 浩子 君  
中道 博武 君  
小黒 弘 君  
辻 勲 君  
(議長 多比良 和 伸)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 飯澤 明彦  
砂川市教育委員会教育長 高橋 豊  
砂川市監査委員 栗井 久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	市	長	井	上	守
総務部	管理	長者	板	垣	喬博
兼D	X	推進課	安	原	雄二
総務課	副審議	長	岩	間	賢一郎
市長公室	課	監	杉	村	有美史
政策調整	課	長	小	島	武晴
會計課		長	玉	川	久学
市民部		長	安	武	茂
市民生活	課	長	堀	田	一修
市民生活	課副審議	監	伊	藤	地
税務課		長	谷	齊	藤史
保健福祉	部	長	安	田	貢
社会福祉	課	長	三	橋	真樹
介護福祉	課	長	岡		康裕
ふれあいセンター	所	長	佐	藤	哲朗
子ども通園センター	所	長	東	海	林孝
経済部		長	野	田	勉
経済部	審議	監	嶋	山	秀樹
兼開発	推進課	長	奥	山	雅喜
商工労働	観光課	長	櫻	田	哲也
商工労働	観光課副審議	監	上	山	哲広
農政課		長	齊	藤	隆史
建設部		長	金	泉	敏博
土木課		長	馬	場	修二
土木課	副審議	監	中	本	和幸
土木課	副審議	監	中	山	智宏
建築住宅	課	長	朝	日	紀博
病院事務局	長		朝	日	紀博
兼附属看護専門学校事務	管理者				
病院事務局	次長				
兼医師診療支援室	副審議	監	山	田	基
兼附属看護専門学校	副審議	監			
病院事務局	審議	監			
兼経営企画	課	長	洪	谷	和彦

管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
管 理 課 副 審 議 監	和 田 忠 成
医 事 課 長	倉 島 久 徳
地 域 医 療 連 携 課 長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副センター長 教育研修センター副センター長	堀 下 直 樹 森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長 兼学校給食センター所長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏
学 務 課 長	早 川 浩 司
学 校 再 編 課 長	作 田 哲 也
社 会 教 育 課 長	谷 口 昭 博
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	江 末 孝 之
公 民 館 長 兼 図 書 館 長	山 形 讓

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	岩 間 賢 一 郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	上 山 哲 広

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午後 1時46分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には石田健太委員を指名します。

休憩 午後 1時47分

〔委員長 沢田広志君 着席〕

再開 午後 1時48分

○委員長 沢田広志君 お諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を

行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費、地方債補正及び歳入の審査の順で行い、一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 議案第5号の関係なのですけれども、この条例を見ますと、私も選挙のときのリーフなんかにも書いてきましたが、高校生以下医療費無料化、これは市政執行方針にも書いてあるのですけれども、条例には一切高校生という言葉が出てこないのです。ここの理由はどういうことでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 高校生というところがございますが、対象的には一般的に高校生というところがございますが、その部分では高校に通われていない方などもいらっしゃる。そういうところで年齢的に18歳に到達した翌年の3月31日までを対象とするという書き方になっておりまして、そのようなことから高校生というところは表現としては出てこない部分がございます。

○委員長 沢田広志君 小黒委員。

○小黒 弘委員 最後が少し聞こえづらかったのですけれども、18歳未満ということになるということですね。これは市長の目玉でもあると思うし、もちろん議員の多くの方々がこれをお約束しながら挑戦してきたこともあるし、ただこれからどんどん広報や何かもしていくと思うのですけれども、条例に書かれていない高校生以下という言葉は、これはどこかでどういう呼び方にすれば一番いいのかということを検討していかないといけないと思うのですが、これはどう呼ばせてもらったらいいのでしょうか、教えていただきたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 その辺の呼び方というところがございますが、一応表現的には高校生等ということで等をつけて表現をさせていただいております。その点は先ほど申し上げた必ずしも高校に通われていない方などもいるということがございますので、表現するときは高校生等、18歳に到達されてから次の3月31日に到達するまでというところを場合によっては添えながら広報等をさせていただきたいと、周知をさせていただき

たいと考えております。

○委員長 沢田広志君 小黒委員。

○小黒 弘委員 高校生等とは何か嫌ではないですか。人間ぼくはないではないですか、等の人。そうではなくて、これは確認したいのだけれども、18歳未満なのか、以下なのか、ここを確認させてください。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 先ほどから申し上げているところでございますが、18歳に到達する日以降の最初の3月31日ということでございます。よって、18歳を超えてというか、18歳になった段階なので、4月とかにお生まれの方はかなり、18歳になってから次の年の3月31日までということもあると思いますけれども、未満ということではなくて18歳に到達された方も対象の期間は当然生じることとなります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 呼び方です。18歳未満でも以下でもないということ、どちらかに言い切ってしまったらこの条例と合わなくなってしまうということですか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 今委員がおっしゃったとおり、そういう言い方ではうまく言い表せられないと考えてございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総務部長、予算の提案だったか、このときだったか、すごく分かりやすく言ってもらったのだけれども、あのときは18歳未満、以下とおっしゃったのですか。とにかくこの呼び名なのです。そこがはっきりしていかないと、みんなばらばらに発信していったらまずいとも思うので、ただ子供の定義の18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこと、これは長過ぎるし、まずいし、何かいい呼び名がないのかと……。結局ない。子供といっても、この条例の定義だし、誤解されそうな気もするし。難しいですか。高校生等しかないですか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 現時点ではなかなか的確に言い表す言葉というのは難しいと思っているところでございます。

○委員長 沢田広志君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

26ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 それでは、27ページの文書広報費、広報すながわ発行経費の扱いについてお伺いいたします。

この経費は60万5,000円と書かれていますが、カラー化とお伺いしておりますが、これは全ページカラー化になると考えてよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 広報のカラー化でございますけれども、全ページカラーと考えております。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 これはいつからスタートさせると考えていますでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 カラー化につきましては、9月1日号からカラー化にすると考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 ありがとうございます。これは年度途中でのカラー化となりますが、印刷業者の扱いとか、発行するに当たって現在の印刷業者で対応することができるのでしょうか。また、その際、多分年度で契約されているのではないかと、4月からの契約をされ

ていると思うのですが、今のままでいくのか、それとも設計変更みたいな形で対応されるのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 広報すながわの発行につきましては、4月に1年間分の発行を発注しているところであり、今回年度途中でのカラー化ということで、現在の請負業者の設計変更で対応しようと考えているものであります。その差額について今回補正予算として計上させていただいております。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 ありがとうございます。最後なのですが、広報すながわは月2回発行されていると聞いていますが、2回ともカラー化になると考えてよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 月2回の回数、年24回でやっておりますけれども、その回数は変えずにカラー化を全てすると考えております。

○委員長 沢田広志君 高田委員。

○高田浩子委員 それでは、2款総務費、1項総務管理費、文書広報費について、ただいま伊藤委員より質問がございましたけれども、それ以外の点で何か補足の点がありましたらまず伺います。

○委員長 沢田広志君 高田委員、今の質疑はこの予算の中に入っていない部分の質疑になるので、基本的には予算に計上された部分で質疑をお願いしたいと思います。再度、許しますので。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 広報すながわの発行費についてでございますけれども、先ほど月2回と発行のことが示されました。そして、他市町村と比べると、月2回ということもありまして、配る方々の負担等も考えて若干紙面が薄いのかと思うのですが、そういった紙面の厚さというのですか、そういう点については今までと同じなのでしょうか、その点について伺います。

○委員長 沢田広志君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○委員長 沢田広志君 休憩中の会議を再開いたします。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいま伊藤議員から質問があったかと思えます。広報すながわの発行費の予算についてですけれども、カラー紙面になるということで予算が計上されております。カラーになるためだけの予算であって、紙面の厚さとかはあまり関係がないという、今までと同じタイプでカラーになるという予算でよろしかったですか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 カラー化に当たりましてどのような紙質、重さ、紙面構成等をいろいろ考えながら積算を重ね、基本的には現在の広報の紙質、重さは変えないようにしてカラー化をできるように考えております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、文書管理・電子決裁システム導入に要する経費について伺いますけれども、導入する端末等、導入時期等、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監兼DX推進課長。

○総務部審議監兼DX推進課長 安原雄二君 文書管理、電子決裁システム、このシステム内容につきましては、文書管理システムと付随する電子決裁システム、2つのシステムを導入する予定になっています。当然文書というのは收受しながら審査、決裁して、最後は保管するという事務を今までは紙と判こ主体の文書管理システムにおいて市役所内は運用されているのですけれども、昭和の時代ですとほぼ全て、100%が郵送で文書が来て、それを收受して判こによる決裁という流れでした。ただ、令和に入りましてデジタルガバメント実行計画等、デジタルで来たものは全てデジタルで完結しなさいという流れが出てきました。実際砂川市の文書の9割が今メールで来ています。そのメールをわざわざ紙で印刷をして、判こを押す決裁がありますので、それをわざわざ持ち運んで、外局側からですとかなり移動する時間ですとか、あと決裁に持ち回る時間、あと決裁が終わった後に自分のフォルダーですとかチューブファイルに保存する時間ですとか、あと保存年限を決めたファイル基準表があるのですが、そちらの基準表にのっとって書庫に保管すると。例えば3年保存、5年保存ですと、その3年後、5年後にそれを廃棄する事務処理が待っていると。それらを一連にデジタル化することによりまして、事務の効率化が一番のメインなのですけれども、そういった内容を、これは文書管理システム1つだけではなくて電子決裁システムと2つ入れることによって可能になるということで今回計上しております。

あと、導入時期は、これから導入の業者とかを選定して、その業務の内容にもよるのですけれども、今のところ来年4月に稼働予定、それまではいろいろな打合せとかがあると思うのですが、来年の4月を稼働と今のところ考えております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 端末等のハードの部分の答弁漏れがあったと思いますので、再度伺います。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監兼DX推進課長。

○総務部審議監兼DX推進課長 安原雄二君 ハードウェア的にはサーバーを構築するパターンとクラウドを利用するパターンがありまして、実際に職員が使う端末は既存のPCを使うことを予定しております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 電子決裁を本格的に導入するということになりますと、以前私は在宅勤務に関していろいろ伺って、その障害になるのは、いわゆる決裁が判こベースでやっているということのできなくなっているのだという答弁だったと思うのですけれども、当然こうなると在宅等へ、要は市庁舎外で端末を持っていれば決裁等、そのような形の運用等を現時点でどのように考えているのか。庁舎外、在宅等を含めて、あるいは出先等を含めて、端末を持って決裁を行うことは現状考えているのかどうかだけ最後に伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監兼DX推進課長。

○総務部審議監兼DX推進課長 安原雄二君 庁舎外での利用というご質問です。コロナ禍においてテレワークというのが何件かあったのですが、民間の企業さんも同じように、当然判こ決裁だと職場に行って紙を出して決裁を受けなければならないということが生じます。テレワークもそうなのですけれども、それが全て電子決裁システムと文書管理システム、紙がなくデータで処理できますので、このシステムの内容にもよるのですが、基本的には可能になるだろうと。業種にもよるのですけれども、住民情報が多いものですか、あとは全然関係のないものですか、そういったものを含めまして技術的には可能になると考えています。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうなると、あとは技術的な部分がクリアできればどう運用するかということになっていくのだと思うのですけれども、これはハードの導入とは一緒ではない、そうした庁舎外での運用等はこれから検討していくということで理解していいかどうかを最後に確認をします。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監兼DX推進課長。

○総務部審議監兼DX推進課長 安原雄二君 文書管理と電子決裁システムのシステム導入の中に、それが多分メインだと思います。その後に実際にテレワークとかをやっていて、テレワークに可能な業務は既に今も行っております。ただ、そのときに電子決裁とか紙の書類の文書管理が主流だったので、できなかった事務があると思うのです。そういったものはこのシステムが入ることによって可能になります。ただ、最終的には電子決裁と文書管理システムを稼働するのがメインになりますので、その時点でできるものはできる、できないものに関しては来年の4月以降随時そういった議論もやると想定しているところで

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も広報のカラー化のこと、まず1点目。今まで結構これからカラー化にしたかどうかという話をしてきたのです。でも、カラー化にすると結構お金がかかるので、できませんというのが今までの答弁だったのです。今回市長が替わってかどうか分かりませんが、意外と安いでしょう。60万円ぐらいなのです。私はもっと、何百万円もかかるから、高いからなかなかできないと言っているのかと。その議論の中には、

今は月に2回出しているのを1回にするとかしてでもカラーにして分かりやすくしたほうがいいのではないのかと言ってきたつもりだったのですけれども、60万円でカラー化ができるという、先ほど高田議員が少し話をしていただけだけれども、情報量がなくなっていくのではないかという心配があるのです。回数は同じであって、先ほどの中にもあったけれども、今までと全く同じでカラー化をして60万円で上がるなんていうのが、何でそれだったらもっと早くやらなかったのかとは思わないでもないのですけれども、ここら辺のからくりはないのですか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 広報のカラー化に関する経費ですけれども、今回60万5,000円の補正予算を提案させていただいているところです。年度途中の補正ということで、9月からと予定をしておりますが、4月15日号から8月15日号までの9回を現状のままの広報で発行する経費を見込み、その後9月1日から4月1日号までの残り15回をカラー化ということで計上させていただいておりますが、カラー化にすると大体1.2倍ぐらいの単価増ということで今回計上しております。

今回60万5,000円になったのは、本来であれば今発行している広報をそのままカラー化すると200万円から250万円ぐらい、紙の単価にもよりますけれども、上がると見込まれていたことから、これまでの答弁でありました結構なお金上がるのだというのが経費がかかるというところでいろいろ、カラー化はいいではないかという声をこれまでもいただいておりますので、やりたいということで改めていろいろな方法はないかという計算をしました。それで、カラー化につきましては紙の質、回数も当然考えるところがあります。経費が上がるから1回にする、そうすると情報がなかなか届かないのではないかと、そういった心配もありますので、2回はなるべく維持したいのですが、経費は上がるからどうするかということで、ページ数、カラー化になることを生かして、そのまま文字だけで表現するのではなくて、カラーで強調できる部分、表やグラフでの見せ方などを工夫することによって、ある程度ページ構成、紙面構成を少し整理しながら、場合によってはページ数を削減することもあります。情報量、伝えたいことは減らさず、ページ数を少し削減することもあります。それで全体の経費を抑えて、細かいことを言いますと、なるべくページ数を4の倍数、印刷の工程上、4の倍数のほうが効率よく印刷できるというのもありまして、16ページとか12ページと少し変えながら、経費をなるべく抑えるようにして今回計上させていただいております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今ので分かりました。ずっと200万円とか250万円かかるからと言われてきていて、急にこの金額でいけそうと、確かに途中からにしても。業者泣かせをしているのではないかと少し心配だったのですけれども、今の工夫があつてということなので、分かりました。

次の市勢要覧作成に要する経費なのですけれども、これも4年に1度、2,000部という提案説明でした。これですよね、砂川の要覧。これで29万5,000円、2,000部作って。自分たちのリーフレットから考えると、とても安いと思っているのですけれども、ここはなぜこんなに安くできるのでしょうか、お伺いします。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 今回A4が24ページのカラーという想定で、こちらは令和元年度に作ったのと、基本的なスタイルは変わらないで計上しておりますけれども、作成において中身の原稿作成は自前で行います。そして、印刷を印刷会社に発注するというスタイルを取りまして、8年前ですと250万円ぐらいの経費がかかっているところを抑えて今回作成ということで、こちらの作成は印刷会社にも概要を聞きながら今回計上しているところであります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 たしか前は業者さんが撮影までやっている姿を私は見えて、確かに200万円とか250万円だったと思うのです。今回は職員がそういうところを代わってやるということでのいいのですか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 市勢要覧の中身につきましては、写真、文書など職員で自前で作成すると考えております。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 旧オアシスゴルフ場のクラブハウス等の解体工事ということだったのですが、30年以上たったのということだったと思うのですが、分からなかったのですけれども、今使用しているということなのか、解体した後どうなるのかということを含めてお聞きします。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 予算の詳しい内容及びその後の利活用ということでの質問かと思えます。旧オアシスゴルフ場のクラブハウス等の施設につきましては、ゴルフ場のオープン時ですので、平成2年に完成をして、それから30年以上経過しております。ゴルフ場閉鎖後は特に利活用もしておりませんでしたので、傷みも大変激しくて、屋根のトタン、あるいは外壁が剥がれて飛散のおそれもあるという状況でしたので、これまで除却に向けて検討を進めていたところなのですけれども、国の補助金が適用される見込みが立ちましたので、このたび予算計上したということになります。

そして、この後の利活用という部分ですけれども、今回除却する部分の土地につきましては全て市有地となっております。今回解体するに当たりましては、特に何か利活用の見込みが立ったからということではなくて、先ほど申したように老朽化で近隣にご迷惑をかけるおそれもあるということで、まずは取壊しをするということの予算計上になっており

まして、解体後につきましては、市でほかにも未利用地、遊休地がたくさんございますけれども、そういったもの等を含めた中で同様の処分について検討、状況に応じては売却できるかという部分も含めて取組を進めていきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、２８ページ、第３款民生費、第１項社会福祉費について質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 私からは２目の障害者福祉総務費なのですが、旧自立支援センターの解体に要する経費が計上されていますが、建物が大変密集した中にあるものを取り壊すということだと思っておりますけれども、この辺は工事が遅延することのないスケジュールでなっているのかというあたりをまずお聞きしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 本予算につきましては、アスベスト調査を実施をすることにしております。大気汚染防止法の規定によりまして、作業対象の床面積の合計が８０平方メートル以上の建築物を解体工事を行う場合にはアスベスト含有建材の有無を事前調査することということが義務づけられているということでございます。まず、事前調査をさせていただくのですけれども、建物が昭和３９年に建設されたということがございます。鉄筋コンクリート造であるということですので、恐らくアスベストが使用されている可能性があると考えておまして、解体工事費の中にはアスベストの除却費も含めた形で予算を積算をさせていただいております。適正なアスベストの粉じん飛散防止、暴露防止対策、これらを講じまして、くるみ会、砂川つばさ、つむぎの家の３団体や近隣住民、また周辺を通行する方々も多くいらっしゃると思っておりますので、これらの方々に影響を及ぼさないように解体工事を実施するため、アスベスト調査を実施しながら工事の計画を進めていこうと思っております。

アスベスト調査を実施する関係から解体工事が９月上旬に入札をすることになるかと予定をしております。議決後、７月中旬頃にまずはアスベスト調査をさせていただきます。そのアスベスト調査の結果を踏まえまして工事費を最終的に精査をさせていただいて、９月上旬頃に入札を行っていくということで、来年の１月末までに解体工事を完了させるということの想定で事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 そういことであると、解体工事自体は冬期間になってしまうという流れだと思っておりますけれども、先ほど言ったようにあそこは密集しているものですから、例えば駐車場の動線の確保ですとか安全対策だとか、そういうことが、特に冬になると利用者がある状態でやると思うので、必要になってくると思うのですが、その辺りも解体工事費の中に加味されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 現状3つの社会福祉法人与3団体で新しい施設をそれぞれ建設をされております。工事現場の関係車両も出入りをするという関係がございまして、自立支援センター内の敷地内だけではなくて、旧東保育所の用地についても利用者さんが利用される駐車場用地として現在使用料を免除する形で使用していただいております。解体工事を行う際についても、今現在もなのですけれども、旧東保育所用地については駐車場用地としてご利用いただいておりますので、安全は確保されているものと認識をしているところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 今も安全確保はされているということで、新たにその分を計上する予定というか、必要はないということよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 新たな駐車場用地、動線確保ということでの経費は計上はしておりません。

○委員長 沢田広志君 続いて、高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、この中の地方創生臨時交付金事業、物価高騰対策生活支援特別給付金についてでございますけれども、議会の中でも説明がありましたが、分かりづらかったので、説明を詳しくお伺いしたいと思うのですけれども、お願いします。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 こちらの給付金につきましては、令和5年3月、国の物価・賃金・生活総合対策本部におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに重点交付金が創設をされまして、エネルギー、食料品等の物価高騰の負担感が大きい生活者や事業者に対して地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施することができるとされたことによりまして、この財源を活用して給付金事業を実施しようというものでございます。本事業の給付対象者は、令和5年度の住民税において世帯内に課税されている方がいるために、過日専決処分の承認をいただいた国の住民税非課税世帯特別給付金、1世帯当たり3万円の給付を受けることができない世帯のうち、住民税均等割のみ課税されている世帯に対して市独自に1世帯当たり1万8,000円を支給するものでございます。支給額につきましては、国の住民税非課税世帯特別給付金とは別に、北海道が独自事業として令和5年度住民税の均等割のみ課税されている世帯に対し1世帯当たり1万2,000円を給付する事業を実施いたしますことから、国が支給します給付金の1世帯当たり3万円と同額となるよう差額の1万8,000円を支給するとしたものでございます。本給付金の基準日は令和5年6

月1日とし、基準日時点の住民票で判断をいたします。給付方法でございますけれども、申請書を提出いただかなくともこれまでの給付金事業により当市で把握している金融機関口座に直接給付金を振り込む方式、いわゆるプッシュ型と言われている方式により行う予定でございます。

あわせて、スケジュールもご説明をさせていただきますが、プッシュ式で給付を行うためには世帯の課税情報や口座情報を閲覧、活用することができる特定公的給付に指定される必要がございますことから、補正予算の議決をいただいた後にデジタル庁へ指定の申請を行います。現在デジタル庁では特定公的給付の指定を毎月1回月末に行っている状況にあることから指定の時期により作業スケジュールが前後いたしますが、これまでの給付金支給事業では申請から指定まで1か月以上要しておりますので、対象世帯を抽出をして確認書を送付できるのは早ければ8月、遅ければ9月以降になるものと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今のお話で以前から砂川市は国と道の間の方々を支援するというところに力を入れているのではないかと思うわけなのですけれども、そういった形で今のお話の中で申請をしなくても受給できるというお話でしたが、それについては支給しますというお伝えなのでしょうか、支給しましたというお伝えになるのでしょうか、その点について伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 支給対象者に私どもから確認書をお送りします。その確認書にはご住所、氏名、生年月日、そして給付金を振り込む金融機関の口座番号を記載したものを確認書としてお送りをいたします。あなた様の給付金はこの口座に私どもが振込してもよろしいでしょうか、確認くださいという趣旨の確認書になります。間違いなければその確認書を同封される返信用封筒に入れてポストに投函していただきますと、私どもの手元に返ってくる。もしその口座を現在お使いではないということで変更したいということであれば、新たに振り込んでほしい金融機関と口座番号をご記入をいただいて私どもに返送していただくこととなります。ですので、あなたは支給対象者ですと、これから振込をいたしますが、この口座でよろしいでしょうかという趣旨の確認書になりますので、確認書が送られるということは給付対象者であるということの意味も含まれたものとなっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今のお話の中で申請の必要はないが確認の書類がまず市から送られてきて、書類を見た時点で対象なのだと分かるというお話でしたけれども、それが返信用封筒で送られるというお話がありましたが、対象の方なのだけでも、返信がなかったといった場合はその後どのような方法になるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 対象者であるはずだと私どもが確認をして確認書をお送りしたけれども、返信がないと。実際にこれまでの給付金でもございました。連絡先が分かっておりますので、ご案内を文書または電話でさせていただくということがあります。大抵の場合なのですけれども、返信されない方は、その期間中に入院をされていたり長期不在の状況になっているということがございます。ご自宅にお戻りになって郵便物を見て確認をされた、またご親族の方がおうちを訪問された際に郵便物を確認して給付金の案内が来ていることが分かったという方もいらっしゃいます。一度の郵送で返信がないから、もう給付はしないということはいたしません。私どもで対象者であるということは確認しているわけでございますので、2度、3度繰り返しご案内をさせていただいて、給付金をお使いいただけるように最後まで対応はさせていただくこととしております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話でそういった対応もご経験があるということで、なかなか返信が来なかったり、電話等、お手紙等でしなくてはいけなかったり、大変なご苦労だと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、ふれあいセンターの管理に要する経費について、この点につきましてはエアコンやLED、そしてWi-Fi等を行うという内容ですけれども、ふれあいセンターに関する経費、インターネット、空調、照明等ありますけれども、今までコロナ禍であり、ふれあいセンターは接種会場であったり、もう少し早くやりたかったけれども、5類になって今経費として計上されて、今から工事をするという計画でよろしかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 事業の実施時期が今回に至ったというご質問かと思えますけれども、インターネット整備につきましてはDXを進められている中でふれあいセンターにもWi-Fi環境がないということで、市民の利便性もありまして今回進めるということに至ったものであり、また空調設備等につきましては、今お話があったようにコロナのワクチン接種、もう3年目になりますけれども、これまでずっと合間なく接種を続けてきたわけですが、今年度は春接種ということで5月からの分と秋開始の9月からの分ということで、あらかじめ年度のスケジュール感が国からおおむね示されているところで、その中で集団接種をやるにはこのぐらいの期間が必要だということも考慮しまして、その合間、合間を使いながらですとかで工事が進められるだろうということもありましたので、今回計上させていただいていることとなります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、30ページ、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、児童福祉費について質問していきたいと思います。

33ページのICTシステム導入に要する経費でございますけれども、私も保育業界に関わっておりまして、コドモンというアプリを知っているのですけれども、それと同様ということでもよろしかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今般導入しようとしているシステムは、株式会社コドモンという企業が開発、提供している社名と同じコドモンというICTシステムがございまして、委員ご指摘のとおりでございます。今回のICT導入事業に関しましては、財源として国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けるため具体的な事業計画を既に作成をしており、その中では事業を実施する上で市民サービス及び職員の通常業務において改善できる事項を明記する必要があることから、保育所に導入するシステムにつきましては検討済みでございます。他自治体においても導入実績が多いコドモンを選定したところであります。

委員はご承知かと思っておりますけれども、この機会にお許しをいただいて、コドモンとはどのようなものなのかということでも若干ご説明をさせていただこうと思っております。今回のシステム、コドモンの概要についてでございますけれども、保護者の皆様の利便性の向上と保育所の業務効率化の双方の観点からシステムの機能の一例をご説明させていただきたいと思っております。保護者の皆様には所有しているスマートフォンやタブレットに専用のアプリをダウンロードしていただきます。お子様の送り迎えの際、保育所玄関に配置するタブレット端末にアプリで表示されるQRコードをかざすことにより、登所または降所した児童名と時刻が打刻され、その情報はシステムで一括管理されるようになります。また、欠席や遅刻、延長保育の利用等の連絡もアプリを通じてできるほか、お便りや献立表といった従来文書で配付していたものをデータで受信できるようになります。また、緊急連絡の送受信、保育所への相談や確認などもアプリを通じてできるようになります。保育所ではシステムの管理機能によりまして朝の混雑時の解消にもなるということの機能がコドモンにございますということから、株式会社コドモンが提供するシステムを一体的に保育所支援システムとして導入しようとするものでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今コドモンについての説明も概略であったかと思うのですが、保護者の方々がお休みであったり、熱の温度だったり、そういうことを発信してすぐ保育所に届けられたりですとか、あと給食の写真が送られてきたり、写真がいろいろ見れたりとか、あとタブレット、保育士として業務としては登園、登所、お休み等の集計も、本来ならば手書きでやったりしなければいけなかったところをやらなくてもいいという感じで、あとはタブレットは持ち歩きができますので、いろいろなところで仕事をすることができるといった利点でも業務についてもすごく、保護者にとってもよいことではないかと思うわ

けなのですけれども、月案、週案等を作成するのにパソコン等で行うに当たっては効率がすごく早かったと、私も公立園に勤めておりまして思うのですけれども、コードモンに関しては私立のほうが少し早いと思うわけなのですが、今現在コードモンを導入するに当たった経緯というか、経過について伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 当市では令和3年8月に砂川市デジタルトランスフォーメーション推進本部を設置しておりまして、内部に部会ですとかワーキンググループを立ち上げておりまして、地域課題の解決に向けたデジタル施策について協議検討をしております。令和4年3月に開会されました令和4年度第1回市議会定例会においても子育て支援アプリの導入についてご質問をいただいております、先進事例に関し調査研究を進めていく旨のご答弁をさせていただいたということでございます。その後令和4年7月から8月にかけて道立、公立保育所における保育所ICTシステムの導入状況を調査いたしました。また、令和4年11月には当市デジタルトランスフォーメーション推進本部ワーキンググループとして株式会社コードモンの担当者とウェブ会議を開催をいたしましてシステムの概要に関する説明を受けたほか、同じく11月にシステムのデモ版を使用いたしまして保育士に操作方法を実際に体験してもらうためのウェブ研修なども行ってまいりました。こうした内部協議や先進事例の調査、システムの操作体験等々を踏まえまして保育所ICTシステムにコードモンを選定するとともに、システム導入に合わせて市立保育所の情報通信環境を整備することとし、財源として先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用すべく申請をいたしまして交付決定がされた、財源が活用できる見通しが立ったということがございまして、本定例会に関連予算をご提案するに至ったものでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 コードモンを導入するに当たってのお話をさせていただきました。職員の中で私ぐらいの年代が一番上なのかと思うのですけれども、タブレットの使い方等を苦手な方々も、特に職員の方というよりは会計年度任用職員だったりパートだったり、なかなか難しい方もいらっしゃるのではないかと思いますのですけれども、その点に関してはいかがですか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 事務処理ですとか保護者対応のやり方が今後システム導入以降は変わってくるということでございますので、不安を抱えている職員も実際いるだろうと思っております。本格稼働する前に職員の研修ですとかテスト運用をするための期間を設けることとしております。この期間中に基本操作を習得できるように職員間でフォローできる体制を構築いたしまして、システム稼働後において業務に支障がないように対応したいと思っております。

また、先ほどウェブ研修をさせていただいた、デモ版ではあったのですが、その際に保育士と担任業務を持つ会計年度任用職員にも実は参加をしてもらいました。研修受講前には苦手意識を持っているということは直接口にしていただけなのですが、実際に操作していただきますと、機能が分かりやすく表示をされるし、操作も簡単にできそうだという反応に変わってきているということがございます。正職員、会計年度任用職員にかかわらず活用していくシステムとなりますので、そこは若い職員が中心になるかもしれませんが、フォローし合いながら、保護者の方にご迷惑をかけることがないように、また今後は保護者に対してシステム、アプリケーションの説明をしていく、フォローしていくのを職員も担っていかなければなりませんので、テスト運用期間中に基本的な技術については習得できるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 会計年度任用職員の方にも研修を受けたり、今後苦手な方にも皆さんで協力し合っというお話でした。それで、保護者の方々は若い世代でありますので、大抵は携帯を持っているのではないかと思うのですが、もし持っていない場合についてはどのような扱いになるのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 保護者の方がスマートフォンを持っていない場合でございますけれども、現在保育所を利用されている保護者の皆様のスマートフォンの保有状況は既に調査をしております、今現在保育所を利用されている保護者につきましては保有率100%となっております。今後スマートフォンなどの端末をお持ちでない方がいらっしゃった場合でございますけれども、これまでどおり電話などで欠席などのご連絡をいただくこととなります。ですが、その場合であっても職員が電話を受信した後システムにその情報を入力いたしますので、スマートフォンを通じた連絡でなくともお子さんに関する情報は共有できる体制は取ります。また、献立表ですとかお知らせですとか、そういったものも紙媒体でご提供することとなると思いますので、スマートフォン保有の有無にかかわらず、情報伝達が遅れたり、知らなかったと言われることのないようにしっかりと対応をまいりたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、34ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項、清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 沢田広志君 次に、36ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

[何事か呼ぶ者あり]

小黒弘委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時59分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 37ページなのですが、中山間地域と多面的機能の支払い事業についてお伺いするのですが、特に多面的機能支払事業については昨年より300万円ほど多いのですが、この辺の理由をお伺いします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 こちらの経費といたしましては、前年度より290万円ぐらい増となっておりますけれども、すなわT O H Oの業務を北光中央地区資源保全隊の集落で引き継いだ分にかかる経費が増額となっております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ごめんね、少し聞こえづらいのだ。北光集落の関係なのですか。

○委員長 沢田広志君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私からご説明申し上げます。

まず、豊沼地区で砂利採取が終わったということで若干面積が増えているのが0.09ヘクタール、それから北光中央集落資源保全隊のところ中山間直接支払のところの面積を重複してやるということで77.87ヘクタールが増となっております、その分の金額が増となっております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 2人の話が違うのだ。何で聞きたいかという、前に一般質問をしてT O H Oがなくなるからその分を何とかなるのかという話をして、今課長はT O H Oという話をしなかったですか。ですから、それで今回は多くなったのかと思ったのだけれども、きちんと聞こえていないからもう一回と言ったら、今度は部長が全く違う話をしたので、そこを確認させてください。

○委員長 沢田広志君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私からご説明申し上げます。

私が申し上げました面積なのですが、まずT O H Oが担っていた部分の農地、これがなかなかほかに担っていただく方がいないというところがございます。そこで、北光中央集落、こちらの地域の方々が集落営農まではいかないのですが、集落としてその面積を担っていきたいという申出がございました。そこで、そこに支援する方法といたしまして中山間直接支払で営農に係る部分も支援できるものですから、その部分で賄っていきたい

ということになりました。そうすると、今度は今まで担っていた共同作業の部分の活動ができなくなるということでございます。ですので、同じように多面的機能直接支払いで共同作業の分を担うことができるものですから、その分の面積を北光中央集落の資源保全隊の今までであった面積に増やしまして支援をすることと考えたものですから、その分の面積が77.87ヘクタールで、その分の金額が増額になったということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

6款農林費、1項農業費、4目の畜産事業費について、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費ということで、提案説明で議場でもあったのですけれども、こちらも先ほどと同様に国と道の間の支援されない方に対する給付金という理解でよかったですでしょうか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 それでは、飼料価格高騰酪農緊急対策給付金についてご説明いたします。

給付金の目的といたしましては、牧草などの粗飼料価格高騰の影響を受けまして経営が圧迫している酪農経営者を支援し、経営の維持を図るため、国及び北海道が粗飼料コスト上昇分の一部に対する補助を実施しておりますが、対象が26か月以上の成牛と限定していることから、補助の対象外となる26か月未満の育成牛及び子牛に対して支援を行うものであります。給付対象者は、砂川市内で酪農を営む個人または法人でありまして、市内では個人事業主1件、会社法人1件の計2件となっております。給付額といたしましては、生後26か月未満の育成牛及び子牛1頭当たり国等と同額の単価1万4,000円に設定をし、頭数は毎年1回実施している家畜飼養者台帳調査の基準日、令和5年2月1日現在を基準日といたしまして、酪農経営者2件分、合わせて75頭分に単価1万4,000円を掛けまして、105万円を交付するものであります。給付日の予定といたしましては、件数が少ないため早急に支給をしまいたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項林業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、38ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 それでは、私から3目の観光費についてお聞きしたいと思います。

まず、観光協会補助金ですけれども、こちらは事業費補助金ということになっておりますが、いわゆるイベント団体に対する補助金ということによろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 今ほど事業費補助の中身についてのお話ですが、事業費補助金につきましては、委員さんおっしゃるとおり観光協会が市内で行われる観光に資するイベントに対し補助を行うこととした場合に、観光協会からの要望に基づきまして観光協会に対して事業費補助をするものでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 私も以前観光協会に関わったことがある人間として、実はコロナ前の令和2年度の、コロナの影響を受ける前の予算額なのですけれども、たしか379万円だったと思うのですが、今回かなりの増額になっているのですけれども、コロナでなくなったイベントとかもあるのかもしれないですし、新たにやるイベントとかもあるのかもしれないのですけれども、その辺りの増減の内容が分かれば教えていただければと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 事業費補助の内容の質問でございます。まず、昨年と同様のイベントに対する補助につきましては、事業名で申し上げますと、ラブ・リバー砂川夏まつり、緑粋みこし、THE祭、北海道義士祭、街頭もちつき、石狩川下覧権、砂川音頭、手打ち新そば祭り、すながわスイートマラニック、この合計316万円になります。昨年度からの変更という部分、新規のイベントということで追加をさせていただくものとしたしまして、納涼盆踊り大会に112万8,000円、また駅前施設の活用につながるイベントとして必要に応じて支出を予定しています15万円、また既存の補助対象となっているイベント以外に支援が必要なイベントがあった場合に支給する20万円、こちらを新たに追加させていただきまして、この新たな分が合計147万8,000円になります。それで、トータルが463万8,000円、前年度より増額となったところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 令和2年度のときはスイートマラニック、こちらがイベント補助という形ではなかったもので、100万円以上の金額がそこで計上されているのが分かりました。

今ほど新たに何かやる場合のという部分があったのですけれども、その辺りは具体的にどのような事業とか、どういう団体とか、そういうことは想定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 まず、駅前施設の活用につながる事業でございます。駅前施設のにぎわい創出に対しましては、観光協会におきましても市にとっても重要な取組と考えております。本年度はミニマルシェやキッチンカーフェスティバルなど小さな規模のイベントが市内において多く行われまして、その事業が今後の駅前施設を利用して継続されること、それを想定した中で、まずは各団体がそういうイベントを実施しやすくなるための支援を目的とした補助金について観光協会から要望を受けまして、予算を

計上させていただいたものでございます。

また、既存の補助対象事業以外に支援が必要な事業、こちらについても現在市内で行われている観光に資するイベントで現在観光協会からの支援を受けていない、また新たに観光に資するイベントなどが行われる場合に必要に応じて対応ができる補助金として、これも観光協会からの要望を受けた中で予算計上させていただくものでございます。

また、今ほど支出先のお話もございましたけれども、こちらの補助につきましては、現段階におきましては観光協会が補助の相手先を特定している事業はございません。今後駅前施設の利活用またはまちのにぎわいや地域の活性化につながるイベントが積極的に行われていく、これが重要と考えておまして、取組を進めやすい環境となるようにということで観光協会の補助申請が行われたものでありますので、市としても支援を行っていきたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 一般質問等でもあったと思うのですがけれども、すぐに対応できるという部分が大事になってくるのかと思うのですがけれども、その辺りはある程度観光協会が判断して進めることができるという補助金の使い方ということでよろしいかお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 補助の申請に当たりましては、そのように柔軟性を持ったという意味合いではあるのですが、支援につきましては、例えばイベントに係るレンタルですとか、そういうものを想定している中で、イベントについてはしっかりと情報収集を行ったり、適正でより効果的な補助となる規程などをしっかりとつくった中で支給をしてみたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 次に、観光客誘客の推進に要する経費なののですが、こちらは備品購入費として自転車用のヘルメットということをお聞きしておりますが、こちらは幾らのものを幾つ購入する予定かお聞かせください。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 備品購入費の内容についてのご質問でございますが、現在予定しておりますのは7個になります。8,000円のが7個ということで計上しております。まちなか回遊を目的としまして現在電動自転車4台をSUBACOに、またオアシスパークの周遊を目的としまして大人用の通常自転車10台、また子供用の通常自転車4台を配置しております、無料でレンタルを行っているところでございます。その際、令和4年度まではヘルメットの装着につきましては子供以外は任意で装着するよう進めておりましたけれども、本年4月から道路交通法が改正されまして、利用者の安全を守るために年齢を問わずヘルメットの装着が努力義務とされたところであります。

このことから、本年度はヘルメットの装着は全ての方をお願いをしているところでありまして、保有しているヘルメットにつきまして、子供用は自転車の台数分、4個ございます。ただ、大人用が自転車14台に対しまして7個しかありませんので、全台の利用があった場合でも対応が可能となるように不足分の7個の購入について予算要求を行わせていただいているものでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 ちなみに、今ヘルメットはなかなか売っていないとか、購入できないという話もお聞きしますけれども、もちろん予算が通った場合にいつぐらいに配置できるのか、その辺のめどは立っているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 見積りですとか販売の状況等は確認して予算措置をさせていただきました。予算がつき次第早急に準備をさせていただきました。安全な状態で自転車のレンタルができる形にしていきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まずはプレミアム商品券の関係でお伺いします。

提案説明では今回は30%のプレミアム率ということだったのですが、これまではコロナの関係、交付金でやった場合は50%だったと思うのですが、何で今回は30%なのでしょう。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 これまで50%であったプレミアム率が今回はなぜ30%かということがございますけれども、コロナ禍の中では事業者支援といたしまして売上減少支援ですとか固定費支援ですとか雇用を守る支援、あとは休業への支援、感染予防に対する支援を行いながら同時並行で経済を回していくということでプレミアム商品券などの消費喚起を行ってきたところです。道内圏域については緩やかに回復しているということ、また景況感も全業種でプラスに転じている、人流も回復し、市内飲食店もコロナ前に戻りつつあるという話もお聞きしています。コロナは5類になりましたけれども、物価、エネルギーの価格が高騰し続けておりまして、今回の国の交付金につきましても電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金となっております。昨年11月に会議所から全世帯30%との要望書を頂いておりまして、今回の国の交付金の額ですとか、そして今後の見通しですとか、物価、エネルギー価格の高騰の影響を受けている市内経済の状況を踏まえまして、会議所と協議いたしまして50%から30%としたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 主催する商工会議所が30%でいいというのならしょうがないかもしれないのだけれども、私がこれを思うのは、一般の購入者にとって、一般市民にとってどう

いうメリットがあるかということも物すごく大きな意味合いだと思います。商店の援助ばかりではなくて、今までコロナ関係といえば支給金といえば大体が非課税世帯、あるいはせめて先ほどの均等割。でも、課税をされている一般市民の皆さんも、この物価高で非常に困っているわけです。だけれども、砂川市の場合是一切ゼロです、そういうことに対しての支給とか、何かを配るとかということ。せめてこれぐらいしかないのです、プレミアム商品券。だったら50%をもう一回やって、コロナ関係の支援金なので、もう一回50%をやって大いにお買物をしてもらうという方向性がなぜ商工会議所も考えなかったのかと私は思うのですけれども、そう思ったことはなかったですか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 今回商工会議所と協議していく中で、商工会議所から要望をいただいた後でもございますけれども、商工会議所から30%にしたという内容についてお話をさせていただいて、ただそれをいただいた時期が11月ということもございましたので、それからの市内の経済状況等、金融機関、会議所、市内事業者の訪問を含めて確認をしていきながら、例えばコロナが再度物すごい勢いで感染拡大になった、人流が抑制された、もしくはエネルギー価格も、例えば今国、道が支援をしていますけれども、それが全くないという状況であれば交付金を使って市内経済を回していかないと考えておりましたが、エネルギー価格につきましては国は電力について支援を行っておりますし、今回新たに道も大きな事業所、工場を運営する特別高圧を契約している事業者に対しての支援を行う。また、都市ガスについても国で支援を行っており、今回は道でLPGガス生活者に対して支援を行う。御存じのとおり、ガソリンですとか重油ですとかについては卸値の抑制について国が支援を行っているということでございますので、この間の経済状況、市内の状況等、物価の国の支援、道の支援、あとは市内の経済状況をどう回していくのかということ判断した結果、市としても30%のプレミアムで可能なのではないかと考えております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 納得はできないのですけれども、これ以上言っても同じ議論になると思うので、ただ電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分の交付金なので、私たち市民のことも少し考えてほしかったと思って、やめます。

それで、もう一点なのですけれども、納涼花火大会の補助金で200万円、これは前は商工会議所の周年だったかで100万円プラスというのは分かったのです。それはそれでいいだろうと。でも、今回は全く平常の花火大会に100万円をプラスするということなのですけれども、これはどういう意味があつての100万円なのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 納涼花火大会の補助金の内容でございますが、今ほどお話がありましたとおり、平成24年度から例年100万円の補助を主催でありま

す商工会議所に補助をしておりましたが、昨年度は第50回という記念ということで補助金を200万円に増額したものでございます。本年度におきましても昨年と同様に200万円の予算要求を行っているところでございますが、昨年度の花火大会の内容が非常に好評であったということから、本年度におきましても同規模の花火大会を実施した中で多くの皆さんにご来場いただき、またそれがまちのにぎわいや地域の活性化につながるよう期待をいたしまして、補助金を200万円、商工会議所の要望に基づきまして支給を考えているところでございます。また、花火の打ち上げ経費につきましても25%ほど上がっているということも情報としていただいておりますので、それも増額の要因の一つと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ということは、これからもずっと200万円ずつ花火に関しては補助を出すという覚悟で今回は出しているのですね。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 花火大会の補助金につきましては、商工会議所の要望に基づいた中で対応を考えていくものでございますけれども、花火につきましては、砂川の花火は空知の中でも非常にすばらしいという話もよく聞きます。これを維持をしていきたい気持ちはもちろんありますし、花火でその後に経済効果につながっているということもございますので、こちらにつきましては同規模の花火大会を実施したいという思いは持ちながら、これはまたそのときの情勢を見ながら、相談等々していきながらということと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そのときのと言っては駄目ではないかと私は思うのです。周年で今回は記念の花火大会だから100万円上乗せしましょうはいい。でも、こうやって普通のこのときに100万円乗せるということは、これからも100万円乗せるという覚悟の表れのはずなのです。状況を見て、では今回は100万円にしましょう、そんな政策ではこの100万円をつけたのではないと私は思うのですけれども、市長はどういう思いですか。

○委員長 沢田広志君 市長。

○市長 飯澤明彦君 100万円の上乗せの部分ですけれども、先ほど説明があったように、昨年の花火が非常に市民の方々、また市内外の方々からの評判がよく、あの規模の花火大会を今年も開催してほしいという声も随分と聞かせていただきました。小黒委員が言うように、私も覚悟を持って100万円上乗せをしたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 副審議監、これからもずっとやると、市長は。ということだそうですね。ただ、市長、花火大会を私もよく見るのです。いいのだけれども、花火大会が終わったら

みんな車が帰ってしまうのです。それがもったいないと実は思っています。それで、すぐ行列ができているのはボーリング場の前に出店をしているところは物すごい行列。でも、一般的な商店ということになってくると、何かもう少しこの100万円を生かしていただいて、商店街も帰ってくるお客さんをしっかりつかまえてもらえる何かをしてほしいと私は思っています。そうでないとこの100万円、一回で、これもいいです。ぱっと散る花火に100万円、200万円はいいのだけれども、できればそれが、先ほど市長もおっしゃったように商業振興に幾らかでもいいからつながっていくようにリードをしてもらう100万円にしてほしいと思います。いかがでしょう、副審議監。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 現在ラブ・リバー砂川夏まつり、花火と同日開催になりますけれども、実施本部会議も2度ほど開いております。昨年コロナ禍にもかかわらず多くの皆さんにご来場いただきまして、本年はそれを超える来場が見込まれるのではないかということを想定しまして、出店ですとか、例えばキッチンカーを呼ぼうですとか、イベントももっと盛り上がるものにしましょう、そういうことで検討を進めているところでございます。そちらにつきましては既に多くの来場者を見込んでおりますので、その方たちがまちなか回遊ですとか、その後の飲食店回遊をすることをラブ・リバー砂川夏まつりの中でも何か工夫をして、手段を考えながら100万円の補助金をしっかりと効果的に活用できることも考えていきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費についてでありますけれども、その中で商工業金融対策に要する経費ということで保証融資利子補給交付金ということで計上されておりますけれども、まずその詳細について伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 保証融資利子補給交付金の詳細についてでございます。市の制度融資に関わる2つの見直しによるものであります。1つ目は、融資対象者の条件の変更でございます。市の制度融資の対象者の条件といたしまして、本市に1年以上の営業実績があることとなっているところを本市に6か月以上の営業実績があることと見直しをさせていただきたいと考えております。国の創業関連の融資は、創業者の事業計画の実現性を重視してございまして営業実績までは求めておりません。市の操業支援を充実させていくためにも営業実績の1年以上という期間を見直しできないかということを金融機関とこの間意見交換をしてきました。昨年11月に会議所からの期間の短縮の要望もあり、金融機関の了解を得て1年以上を6か月以上に見直しをするものであります。2つ目は、運転資金の償還内容の変更でございます。これまでは100万円未満は1年以内、100万円以上300万円未満は3年以内、300万円以上500万円以内は7年以内に返してくださいということになっておりました。例えば99万円の融資を受けた場合、1年以内で

99万円を返済しなければいけないということで、こちらは金融機関の要望もあり、額の大小にかかわらず7年以内に返還、1年以内の据置期間を設置するというので、既に制度としてありますコロナの対策の資金と同じ内容に統一するものであります。事業者が利用しやすい制度への見直しと創業者のスタートアップを支援するものと考えてございます。融資6か月以上とした変更では運転資金1件があるということ想定しておりまして、融資の期間の変更につきましては当初予算で7件ほど融資を受けたいという希望があるだろうと想定しておりますので、そちらの融資の償還期間が長くなるということ想定した予算とさせていただいているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 見直しということで6か月であったり、返す期間が長くなったり、新しくやられる方にとってはすごくいいことだと思いました。

それで、続きまして先ほどの小黒委員からの質問にもありましたけれども、プレミアム商品券発行事業補助金についてなのですけれども、私も小黒委員と同じ考えでございます。50%がなぜ30%になったのか、そしてせめて50%ができないなら40%にできなかったのかという考えは、主婦的感覚かもしれないですけれども、間を取る必要もあったのではないかと考えるわけなのですけれども、プレミアム商品券の購入の仕方について数年前に変更があったかと思うのですけれども、今回も各家庭に発行券を発行してみたいな形なのではないでしょうか、その件について伺います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 プレミアム商品券発行事業補助金の詳細な内容についてのご質問であると考えております。商工会議所の事業に対する補助として平成20年度から本年度で16年目を迎える事業であります。委員さんがおっしゃったとおり、令和3年より世帯主に引換券を郵送しまして、引換券を持参いただき購入をしていただいております。プレミアム率は30%、それに伴う経済効果は1億5,000万円ほどと考えてございます。販売額につきましては1セット当たり5,000円、1世帯4セットまでご購入いただけますので、2万円まで購入可能となります。1セット5,000円で購入いただくのですが、30%ですので6,500円となっております。その中の全店舗共通券、大型店も使える全店舗共通券はその6,500円のうち4,000円、中小規模店の専用券ということで残りの2,500円分、500円が5枚です、と考えているところです。

なお、販売期間につきましては、9月14日から開始したいと考えており、14日、15日、16日を地域交流センターゆうで販売したいと考えておりまして、以降につきましては平日に会議所で販売をし、10月13日までの販売と、1か月間の販売と考えています。利用期間につきましては、年末年始の利用も含めまして9月14日から1月31日までと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話の中で全店舗で使えるのが4,000円と、中小商店で使えるのと分けているというお話でしたけれども、実際に市民の方々が例えばアイアイとか、そういう大きな商業施設に行ったときに期限がぎりぎりになって、それなのに何枚も持っていて使い方が分からないという声も聞いたりしているのですけれども、券の種類が違うことについての周知についてはどのように、そういった声もあるということを知った上でどのように判断されますか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 プレミアム商品券の中で全店舗共通券と中小企業専用券を設定しておりますけれども、そちらにつきましては販売を開始する9月14日、販売時においてですとか、また市のホームページですとか商工会議所のホームページもそうですし、また各店舗においてもこちらの種類が2つあるですとか、期限については利用者に対してできるだけ多く周知をしていきたいと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、42ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、44ページ、第3項河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第4項都市計画費について質疑ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

高田浩子委員の質疑については26日に行います。

#### ◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時36分

委 員 長